

令和3年度第6回南伊勢町農業委員会総会議事録

- ・開催日時 令和3年 9月 8日(水) 午後1時30分
- ・開催場所 南伊勢町役場 南島庁舎2階 会議室
南勢庁舎3階 会議室

1. 開会(あいさつ)

2. 出席委員 12名

会長 木下和行
農業委員 山本博文、東 克臣、濱川博哉、御辺芳彦
田所一成、羽根正視、島田安明、田中敏男、
島田大輔、小山 学、山川武樹

欠席委員 2名 石谷みのり、小山茂樹

3. 議事録署名委員選出

御辺芳彦委員・田所一成委員

4. 議案事項

第1号議案 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定(1件)

第2号議案 農地中間管理機構を通じた利用権設定(1件)

第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(1件)

第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請について(1件)

第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について(4件)

6. その他

7. 閉会

事務局 里中 重信・西村 元

1. 開会

事務局	ただいまより、令和3年度第6回南伊勢町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名、欠席委員は2名です。農業委員会法第27条第3項の規定により、過半数以上ですので総会は成立いたします。
-----	---

2. あいさつ

事務局	続きまして会長より、ご挨拶をお願いいたします。
-----	-------------------------

会長	あいさつ
----	------

事務局	ありがとうございました。
-----	--------------

3. 議事録署名委員の選出

事務局	続きまして会長、議事録署名委員の選出をお願いいたします。
-----	------------------------------

会長	今回の総会の議事録署名委員の選出ですが、 <small>おんべよしひこ</small> 御辺芳彦委員と <small>たどころかずなり</small> 田所一成委員に お願いします。
----	--

事務局	よろしくお願い致します。
-----	--------------

4. 議案事項

会長	続いて事項書4の議案事項に入ります。第1号議案、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について、事務局より説明を願います。
事務局	農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、東克臣委員、補足があれば説明をお願い致します。
東委員	補足
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 全員賛成ですので同意したものと決定します。

会長	続いて第2号議案の農地中間管理機構を通じた利用権設定について、事務局より説明を願います。
事務局	農地中間管理機構を通じた利用権設定について説明します。 (明細より説明) この件につきましては、説明は以上となります。
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 全員賛成ですので同意したものと決定します。

会長	続いて第3号議案の農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明を願います。
事務局	農地法第3条の規定による許可申請について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、御辺芳彦委員、補足があれば説明をお願い致します。
御辺委員	補足
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 全員賛成ですので同意したものと決定します。

会長	続いて第4号議案の農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明を願います。
事務局	農地法第4条の規定による許可申請について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、山本博文委員、補足があれば説明をお願い致します。
山本委員	補足
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 全員賛成ですので同意したものと決定します。

会長	続いて第5号議案の農地法第5条の規定による許可申請の1件目について、事務局より説明を願います。
事務局	農地法第5条の規定による許可申請の1件目について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、山本博文委員、補足があれば説明をお願い致します。
山本委員	補足
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 全員賛成ですので同意したものと決定します。

会長	続いて第5号議案の農地法第5条の規定による許可申請の2件目について、事務局より説明を願います。
事務局	農地法第5条の規定による許可申請の2件目について説明します。 (明細より説明) この件については、3,000 m ² を越えた転用となるので、三重県農業会議の意見も聞く必要があります。 この件につきまして、島田大輔委員、補足があれば説明をお願い致します。
島田委員	補足
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 全員賛成ですので同意したものと決定します。

会長	続いて第5号議案の農地法第5条の規定による許可申請の3件目について、事務局より説明を願います。
事務局	農地法第5条の規定による許可申請の2件目について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、小小学委員、補足があれば説明をお願い致します。
小山委員	補足
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 全員賛成ですので同意したものと決定します。

会長	続いて第5号議案の農地法第5条の規定による許可申請の4件目について、事務局より説明をお願いします。
事務局	農地法第5条の規定による許可申請の4件目について説明します。 (明細より説明) この件につきまして、御辺芳彦委員、補足があれば説明をお願い致します。
御辺委員	補足
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 質疑なしと認めます。 それではこの件に同意することに賛成される方は挙手をお願いします。 全員賛成ですので同意したものと決定します。

会長	続いて事項書5、その他に入ります。事務局から連絡事項はありますか。
事務局	連絡事項は特にありませんが、今回初めてのテレビ会議ということで色々と至らない点があった中での協力いただきありがとうございました。
会長	この件について何か質問や意見はありませんか。 以上をもちまして、令和3年度第6回南伊勢町農業委員会総会を閉会致します。ありがとうございました。

上記のとおり、会議の経過を記載し、相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和3年 9月 8日

会長 木下 和行

委員

委員